

平成30年5月21日

第四管区海上保安本部

広報資料

【広報案件】

- ・「海洋環境保全推進月間」及び「海上保安庁図画コンクール」
～ 未来に残そう青い海～
- ・運用管制官の業務を紹介します
～ 名古屋港海上交通センターの見学のご案内～

【お知らせ】

- ・平成30年4月の船舶事故・人身事故発生状況（速報）
- ・平成30年度（第1回）海上保安庁船艇職員・無線従事者・
航空機職員採用試験の実施について

【問い合わせ先】

警備救難部環境防災課

環境防災課長 坂野 善男

電話 052-661-1611（内線 3310）



平成 30 年 5 月 21 日
第四管区海上保安本部

「海洋環境保全推進月間」及び「海上保安庁図画コンクール」

～未来に残そう青い海～

海上保安庁では、6月を「海洋環境保全推進月間」とし、未来に残そう青い海をスローガンに、様々な海洋環境保全のための活動を実施しています。

また、それらの取組みの一つとして、小学生及び中学生を対象とした「第19回未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」の作品を募集します。

● 海洋環境保全推進月間

6月1日（金）から同月30日（土）までの1か月間、海事関係者、漁業関係者や子供達を含む一般市民を対象とした海洋環境保全思想の普及と啓発活動を実施し、美しく豊かな海を未来に残すため、法令を遵守し、海洋環境保全に努めていただけるよう呼び掛けます。

具体的な活動は、停泊している船舶や荷役施設等を訪問し、油類等の排出事故防止について指導を行うほか、関係機関と連携した海浜清掃・漂着ゴミ分類調査や小学生等を対象にした環境教室等を実施します。

（別添資料1参照）



● 第19回未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール

「未来に残そう青い海」をテーマに、将来を担う全国の小学生及び中学生に海への関心を高めてもらい、海洋環境保全思想の更なる普及を図ることを目的として、「第19回未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」を行います。

応募作品については選考のうえ、入賞者には賞状と副賞が贈られます。

また入賞作品は、海洋環境保全啓発活動において展示等を行います。

募集テーマ： 「未来に残そう青い海」

募集期間： 平成30年6月1日（金）～同年9月7日（金）

募集部門： 小学生低学年の部、小学生高学年の部
中学生の部

（別添資料2参照）



第18回の第四管区海上保安
本部長賞受賞作品



海上保安制度創設70周年



【平成 30 年度海洋環境保全推進月間の啓発活動等】

	事業名	実施期 日	場 所	概 要	実施機関
1	ポスターの掲 示	6/1 ~6/30	駅等の公共 施設、ショ ッピングセ ンター、漁 協等	各施設の管理者に協力を求め、本推進月間のポスターを各所に掲示	第四管区海上保安本部 及び海上保安部署()
2	横断幕の掲示	6/1 ~6/30	各巡視艇、 各海上保安 部署	巡視船艇及び海上保安部署の施設において横断幕を掲示	海上保安部 署 巡視船艇
3	マリーナ、漁 業協同組合及 び海事関係者 への訪問指導	6/1 ~6/30	愛知県及び 三重県沿岸 に所在する マリーナ、 漁業協同組 合、造船所 等	情報が集約される拠点を巡回訪問し、関係者に対する油類の適正な取扱い及び漁業等で発生した廃棄物の適正処理について指導 初歩的なミスによる油類排出の防止について、重点的に指導	海上保安部 署
4	一般船舶及び タンカー船へ の訪船指導	6/1 ~6/30	愛知県及び 三重県沿岸 の各港	港内に停泊する内航船舶を訪船し、船内で発生した廃油及びゴミ等についての適正処理について指導及び啓発活動 初歩的なミスによる油類排出の防止について、重点的に指導	海上保安部 署

5	環境教室	6月	名古屋市内 小学校	NPO 法人主催の環境学習 に併せ、小学生に対し紙 芝居及び水質検査等の 環境教室	名古屋海上 保安部（協 力）
6	海浜清掃及び 漂着ゴミ分類 調査 廃棄物不法投 棄防止合同パ トロール	6/1 6/15	三重県桑名 市	NPO 法人木曾三川ご みの会主催のもと海上 保安協力員と連携した 海浜清掃及び廃棄物不 法投棄防止合同パトロ ール	四日市海上 保安部（協 力）
7	環境教室	6月	尾鷲海上保 安部	保安部における職場体 験学習に併せた環境教 室	尾鷲海上保 安部
8	海浜清掃及び 漂着ゴミ分類 調査	6/23	三重県鳥羽 市（答志島）	環境省中部地方環境事 務所志摩自然保護官事 務所主催のもと「漂着物 の観察とクラフト」に併 せた海浜清掃及び漂着 ゴミ分類調査	鳥羽海上保 安部（協力）
9	海浜清掃及び 漂着ゴミ分類 調査	6/8	愛知県常滑 市（鬼崎海 岸）	常滑北小学校の児童と ともに海浜清掃及び漂 着ゴミ分類調査を実施	中部空港海 上保安航空 基地
10	海洋環境保全 学習	6月	愛知県半田 市	地元の保育所において、 園児に対する環境紙芝 居を上演して海洋環境 保全の啓発	衣浦海上保 安署
11	水辺クリーン アップ大作戦	6/16	愛知県武豊 町	「明るい社会づくり運 動武豊」主催のもと水辺 クリーンアップ大作戦 を実施	衣浦海上保 安署（協力）

12	伊良湖ビーチ クリーン	6/3	愛知県田原 市	田原市サーフィン協会 等主催のもと海浜清掃 及び漂着ゴミ分類調査 を実施	三河海上保 安署(協力)
----	----------------	-----	------------	---	-----------------

取材等を希望する場合は、各海上保安部署と個別の調整が必要となります。

() 海上保安部署

名古屋海上保安部 (052-661-1615 警備救難課 山田)

四日市海上保安部 (059-357-0118 警備救難課 西村)

尾鷲海上保安部 (0597-25-0118 警備救難課 古川)

鳥羽海上保安部 (0599-25-0118 警備救難課 廣瀬)

中部空港海上保安航空基地 (0569-38-8118 警備救難課 平山)

衣浦海上保安署 (0569-22-4999 杉野)

三河海上保安署 (0532-34-0118 源崎)

未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール作品募集

第四管区海上保安本部では、第19回図画コンクールの作品を募集しています。

応募期間

平成30年6月1日(金)～9月7日(金)(応募受付終了)

作品 のテーマ

『未来に残そう青い海』

題材の例は次のとおりです。

- ① 海を綺麗にしている人々の様子
- ② 綺麗な海で楽しく遊び、働いている人々の様子
- ③ 海で元気に暮らす生き物の様子
- ④ 綺麗な海を航行する船の様子

対象者と 募集部門

愛知県・岐阜県・三重県在住の小学生及び中学生とします。

- 小学生低学年の部(1～3年生)
- 小学生高学年の部(4～6年生)
- 中学生の部

用紙・画材

画用紙四つ切り(380mm×540mm)、画材は自由とします。

応募規定

- ① 応募作品の著作権及び出版権は、海上保安庁に帰属します。
- ② 優秀作品は、海上保安庁ホームページ、広報等を通じて公表するとともに、海洋環境保全ポスターを作成する等、海上保安庁の海洋環境保全啓発活動に広く使用します。
- ③ 公表時や使用時には、作成者の学校名・学年・氏名を記載することがあります。
- ④ 応募作品は、標語等の文字を入れていないものに限りません。
- ⑤ 応募作品は必ず本人が創作した未発表のものとし、インターネット上の作品や第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用(模写、トレースなどを含む。)したものは、無効とします。なお、応募規定違反と認めた場合は、受賞後であっても受賞を取り消しうるものとします。

応募方法

- ① 作品応募は、原則として学校(団体)単位の応募とします。
- ② 「応募用名札」に必要事項を記載し、作品裏側右下の隅に貼ってください。
- ③ 下記応募先に郵送又は直接提出してください。

● 応募先 〒455-8528

愛知県名古屋市港区入船2-3-12

第四管区海上保安本部「図画コンクール係」宛

表彰

- ① 海上保安庁(東京)で選考

海上保安制度創設70周年記念賞	1点(賞状、副賞)
海上保安庁長官賞	各部門1点(賞状、副賞)
海上保安協会会長賞	各部門1点(賞状、副賞)
- ② 第四管区海上保安本部で選考

第四管区海上保安本部長賞	各部門1点(賞状、副賞)
海上保安協会東海地方本部長賞	各部門1点(賞状、副賞)

の表彰を実施するほか、第四管区内の地域の海上保安部署及び海上保安航空基地においても、応募点数に応じた表彰を予定しています。

発 表

12月上旬に第四管区海上保安本部ホームページ
(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku>) で発表するとともに
入賞者(学校)に電話又は書面にて連絡いたします。

応募用名札

応募用名札を作品裏側の右下隅に貼ってください。

※ 次ページ「[応募用名札](#)」を印刷してお使いください。

問合先 第四管区海上保安本部環境防災課 担当:井上
電話052-661-1611(代表) 内線3313

応募用名札

作者記入欄	応募部門 (いずれかに○をする)	小学生低学年の部
		小学生高学年の部
		中学生の部
	ふりがな	
	名 前	
	学 年	年生
	作者からの メッセージ	
	ふりがな	
	学校名	
先生記入欄	学校連絡先（電話番号）	
	返却を希望する場合、右のいずれかに○を付けて下さい。 <u>※返却を希望しないときは記入不要</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送（着払い） ・ 本部又は海上保安部署にて受け取る
記入担当者	受付管区本部	第四管区海上保安本部
	受付日	

【問い合わせ先】
交通部企画課
企画課長 西澤 伸広
電話 052-661-1611（内線 2610）



平成30年5月21日
第四管区海上保安本部

運用管制官の業務を紹介します —名古屋港海上交通センターの見学のご案内—

名古屋港に入出港する船舶の航行の安全を守る名古屋港海上交通センターの運用管制官の業務を理解していただくため、普段一般に公開していない同センターの施設と運用管制官の業務実施状況を実際に見学していただきます。若手運用管制官がベテラン運用管制官の指導を受けつつ、活躍している姿をご紹介します。

運用管制官は、海上交通センター（全国の海上交通の要衝7箇所に設置）で勤務し、船舶が安全に航行できるよう、レーダー等により航行船舶の動静を把握し、船舶の安全な航行に必要な情報の提供、大型船舶の航路入航間隔の調整、不適切な航行をする船舶への指導等を行うスペシャリストです。外国船舶と通信する際には、英語も使用します。

このスペシャリストを養成するため、平成30年4月から海上保安学校（京都府舞鶴市）に「管制課程」を新設し、教育体制を強化しています。

見学会の概要は、次のとおりです。

- 1 日時 平成30年6月11日（月） 10:00～11:00
- 2 集合時間 当日09:40（車に乗り換えて出発）
- 3 集合場所 あおなみ線金城ふ頭駅（改札前）
- 4 見学場所 名古屋港海上交通センター
（名古屋市港区金城ふ頭三丁目1番）



海上保安制度創設70周年



見学を希望される方は、必要事項をご記入のうえ、6月6日（水）までにFAXにより提出
願います。

第四管区海上保安本部 交通部企画課 あて
(TEL 052-661-1611 (内線 2610) / FAX 052-652-1473)

取材申込書

御 社 名 _____

ご 芳 名 _____

ご連絡先（会社） _____

ご連絡先（携帯電話） _____

見学会の概要

1. 見学日時 平成30年6月11日（月）10:00～11:00
2. 集合時間 当日 09:40（車に乗り換えて出発）
3. 集合場所 あおなみ線金城ふ頭駅（改札前）
4. 見学場所 名古屋港海上交通センター
（名古屋市港区金城ふ頭三丁目1番）

注 意 事 項

- ・名古屋港の港湾施設内に立ち入りますので、入場者リストを作成して港湾管理者へ事前に届出を行います。（複数の希望がある場合は、全員のご芳名の記入をお願いします。）
- ・ご都合により見学をキャンセルされる場合は、企画課あてご一報お願いします。



海上保安制度創設70周年



【問い合わせ先】

交通部安全対策課

安全対策課長 奥村 和彦

電話 052 - 661 - 1611 (内線 2640)



平成30年5月21日
第四管区海上保安本部

平成30年4月の船舶事故・人身事故発生状況（速報）

1 船舶事故

- (1) 4月の船舶事故は13隻で、これら事故に伴う死者・行方不明者の発生はありませんでした。なお、前年同月は19隻（死者・行方不明者0人）です。
- (2) 船種別では、プレジャーボート、漁船がそれぞれ4隻、タンカーが3隻、貨物船、その他がそれぞれ1隻となっています。
事故種類別では、衝突、機関故障がそれぞれ3隻、推進器障害、その他がそれぞれ2隻、乗揚、転覆、浸水がそれぞれ1隻となっています。
- (3) 船舶事故13隻中、小型船舶が8隻と多くを占めました。
漁船の事故では、刺し網漁中に霧が濃くなってきたことから、操業を止め、帰港中に浅瀬に座礁、直後に横波を受け乗船者2名が海に投げ出される事故などが発生しています。
- (4) 今年4月までの船舶事故の累計は36隻（前年43隻）で、前年に比べ7隻減少しています。

2 人身事故

- (1) 4月の人身事故は18人で、うち、死者・行方不明者は7人でした。なお、前年同月は13人（死者・行方不明者9人）です。
- (2) 事故の内訳は、マリンレジャーに伴う海浜事故は3人（前年1人）、マリンレジャー以外の海浜事故は7人（前年10人）、乗船者の人身事故は8人（前年2人）となっています。
- (3) マリンレジャーに伴う海浜事故では、護岸で夜釣り中に後方を確認せず後退したため、足を踏み外し海中に転落するなど、夜釣り中の海中転落が2人（うち1人死亡）発生しています。
- (4) 今年4月までの人身事故の累計は52人（前年44人）で、前年に比べ8人増加しています。



海上保安制度創設70周年



【問い合わせ先】
総務部人事課
人事課長 辻 博仁
電話 052 - 661 - 1611 (内線 2130)



平成 30 年 5 月 21 日
第四管区海上保安本部

平成 30 年度 (第 1 回) 海上保安庁船艇職員・ 無線従事者・航空機職員採用試験の実施について

海上保安庁では、船舶、無線通信や航空機の有資格者を対象とした採用試験を以下のとおり実施します。

本試験に合格し採用になると、海上保安学校門司分校(北九州市門司区)において海上保安官として必要な研修を約 6 か月間受けた後、各海上保安部署において勤務することとなります。

1 受付期間

平成 30 年 5 月 28 日(月)～平成 30 年 6 月 27 日(水)

2 採用区分及び予定数

航海	若干名	飛行	約 5 名
機関	若干名	整備	約 10 名
通信・技術	約 15 名		

3 試験日

申込書等の提出書類をもとに書類選考のうえ、通過者に対し以下の試験を実施します。

第 1 次試験(教養試験・作文試験)

平成 30 年 7 月 22 日(日) 1

第 2 次試験(人物試験・身体検査等)

平成 30 年 8 月 20 日(月)小樽市、横浜市、神戸市、高松市、北九州市、那覇市

平成 30 年 8 月 24 日(金)塩釜市、名古屋市、広島市、舞鶴市、新潟市、鹿児島市

実技試験(飛行のみ) 平成 30 年 9 月 13 日(木)～14 日(金)

1 第 1 次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

4 合格発表

第 1 次試験 平成 30 年 8 月 3 日(金)

最終合格 平成 30 年 9 月 28 日(金)

5 採用予定日

平成 31 年 1 月 1 日(火)

当該試験における最終合格者の内、採用予定日までに各受験資格に定める免許等を取得できなかった者が、次回採用試験を実施した場合に、その採用予定日(平成 31 年 6 月頃)までに免許等を取得したときは、次期採用予定日に採用することがある。



海上保安制度創設 70 周年



6 受験資格

「航海」及び「機関」

採用日に60歳に達していない者で、受験時において有効な次の免許等を有する者。

航海・・・電子海図情報表示装置についての能力限定が解除された五級海技士（航海）
以上の海技免状 1、 2 （注意）

機関・・・五級海技士（機関）以上（内燃機関の限定を含む）の海技免状 1

1 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」(昭和26年法律第149号)第13条の2の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

2 採用日までに電子海図情報表示装置についての能力限定を解除見込みの者を含む。

注意 平成26年3月31日までに海技士（航海）に係る海技免状の交付を受けている方は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年国土交通省令第1号）附則第3条第1項の規定により、能力限定をされた海技免状を受けたものとみなされます。

「通信・技術」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において次のいずれかに該当する者。

イ 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者。

ロ 第一級又は第二級海上無線通信士の免許を有する者。

ハ 第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者。

「無線従事者規則」(郵政省令第18号[H2.3.31])第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。

「飛行」及び「整備」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において有効な次の免許を有する者。

飛行・・・国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者。
第一種航空身体検査証明書については、採用時においても有効であること。

整備・・・国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の航空整備士又は航空運航整備士の技能証明を有する者（採用日までに資格取得見込みの者を含む。）

7 その他

この試験に関する詳細は、海上保安庁のホームページ (<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>) 又は第四管区海上保安本部総務部人事課（電話：052-661-1611）（担当：渡邊）までお問い合わせ下さい。



海上保安制度創設70周年

